

ゴールデンウィーク期間 における診療のお知らせ

ゴールデンウィーク期間（4月27日～5月6日）は、
県立病院として、県民の安心・安全を確保する観点から、

4月30日(火)・5月2日(木)

の2日間を通常診療日として、外来診療を行います。

日	月	火	水	木	金	土
						4月27日 休診日
28日 休診日	29日 休診日	30日 診療日	5月1日 休診日	2日 診療日	3日 休診日	4日 休診日
5日 休診日	6日 休診日					